

## 琉球大学研究基盤センターにおける共用機器等利用料の免除の実施に関する細則

平成30年3月20日  
制 定

### (趣旨)

第1条 この細則は、琉球大学研究基盤センター共用機器等利用料金規程第3条の規定に基づく共用機器等利用料の免除の実施に関し必要な事項を定める。

### (免除の対象)

第2条 共用機器等利用料の免除は、琉球大学の学部生が履修する学生実験等の科目（卒業研究を除く。）における共用機器の利用について行う。

2 ここでいう共用機器とは、研究基盤センター共用機器等利用料金規程別表第1の2に掲げる機器のうち、管理部局がセンターのものに限る。

3 研究基盤センター（以下、「センター」という。）共用機器アドバイザー制度に基づく共用機器等利用料の免除については別に定める。

### (申請)

第3条 共用機器等利用料の免除を希望する教員（以下「申請者」という。）は、免除申請書（別紙様式）及び当該学生実験等の科目等のテキストを、利用開始の日の1か月前までにセンター長へ提出しなければならない。この場合において、申請者は、あらかじめセンターの職員と調整を行うものとする。

### (審査)

第4条 センター長は、前条の申請があった場合は、提出された免除申請書及び学生実験等の科目のテキストを基に、次に掲げる基準により利用計画について審査し、その承認の可否を決定する。

(1) 教育目的による利用であること

(2) 他のセンター利用者による利用の著しい妨げとならないこと

2 センター長は、前項の決定を別紙様式により申請者に通知する。

3 センター長は、申請を承認する場合は、これにより共用機器等利用料が免除される申請者（以下「被免除者」という。）に対し、専用のカードキーの発行を行うものとする。

### (共用機器の利用)

第5条 被免除者は、琉球大学研究基盤センター利用規程及び免除申請書に従って共用機器を利用するものとする。

2 被免除者は、必要に応じて、センター又は共用機器の利用を開始する前に、センター職員が実施する操作トレーニングを受講するものとする。

(利用の中止等)

第6条 免除申請書から逸脱した共用機器の利用があると認められた場合は、センター長はその利用を中止させることができる。

2 センター長は、免除申請書から逸脱した共用機器の利用があった被免除者による第3条の規定に基づく申請を認めないことができる。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、センター運営委員会の議を経てセンター長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。